

なぜ今P C Aに行く他ないのか

池 銀 姫

(挺対協P C A準備委員長)

私たちは今、悲痛な思いで日本政府に国際仲裁裁判所に出ることを要求します。万一日本政府に良心があれば、P C Aの判決を要望する必要もないでしょう。幼い少女を大量に性奴隷としたことが人道に対する犯罪であることはすでに国際的に公認されたことです。そして、日本政府自身も自ら発表した二次報告書で、少女たちを強制的に連行して慰安婦としたことに政府が関与したことを認めたわけです。

それにもかかわらず、日本政府は未だに自らの犯した非人道的犯罪行為を全面的に認めることすらしていません。だから、私たちは国際法に基づいて、日本の犯罪行為とこれに対する責任を世界に確認させようとするのです。このことが私たちが日本軍性奴隷問題をP C Aに持ち出そうとする第一の理由です。

13才から18才までの幼い少女たち10万人から20万人を強制的にあるいはだまして連行し、日本軍の性奴隷とする計画を立案し、執行し、統制した日本政府がこの犯罪行為を心から認めて事実を明らかにし、謝罪する意志がないことが確認されています。

挺対協の運動が始まって4年をこえる現在まで、私たちは日本政府がいったい何名の少女たちを連行し、奴隷の生活をさせたのか、そして、敗戦後、どのように処理したのかについて事実の全般を確認できません。日本政府が資料を公開しないからです。

特に日本の民間の学者によって軍「慰安婦」政策の立案者と命令系統が明らかにされたにもかかわらず、この犯罪行為についての責任者を究明し犯罪責任を問おうとする態度は見られません。一言でいえば、日本政府は卑怯な態度をとり続けているのです。犯罪行為を犯してから60年以上の間、日本軍「慰安婦」問題は歴史の中に隠蔽されてきたのであり、特に日本政府は、93年8月4日まで政府の関与を否定していました。

1965年、韓日協定締結当時には、軍「慰安婦」の存在自体も否定していたのが事実です。多くの被害者が証言に出て、また研究者によって、日本政府自体が軍「慰安婦」政策の立案と執行を主導したという具体的な資料が出てくる中で、政府は事実を押されて、どうすることもできず、政府の関与と強制性を一部認めているだけなのです。

日本政府は自分たちの犯した犯罪行為に対する謝罪をしていません。責任者を処罰しなければならないという国連人権小委員会の要求も国内法の未備を理由に黙殺しました。そ

して、65年の韓日基本条約を理由に個人賠償も拒否しています。私たちの見るところ、日本は自らが犯した犯罪行為の醜悪さをまだ正視できないでいるようです。この問題は法律の未備を言い訳にして、あるいはまた過去の協定を理由として技術的に避けられる問題ではありません。万一、日本がアジアで本当に新しく生まれ変わろうとするならば、この時点でアジア各国の被害者に、何度も膝を折って謝罪し、進んで賠償しなければならないでしょう。その道だけが日本自らも過去の軍国主義の残滓を清算して世界的な役割を果たすことのできる民主社会に生まれ変わる唯一の道なのです。

アジアの真の平和を願う私たちには、このような醜悪な犯罪が歴史の中に繰り返されないようにする責任があります。そして、韓日関係を正し、日本を生まれ変わらせねばならない責任ももっています。だから、私たちは国際法に基づいて日本の非人道的行為に対する法的責任を追究せざるを得ないのです。

第二の理由は、現在日本政府が打ち出している政府の関与する民間見舞金案は被害者であるハルモニたちに二重の辱めを与えるものだからです。被害者が望むのは日本政府の犯罪性を明らかにすることで名誉を回復し、ずたずたにされた個人の尊厳を取り戻すことです。そのためにも被害者たちは見舞金ではなく、正当な賠償を受けねばなりません。私たちは日本政府が被害者に賠償する責任があることを国際法に基づいて確認しようと思います。

私たちが最近尋ねあてた中国武漢に放置された一人のハルモニのことばを聞いてみましょう。武漢地域には、日本の敗戦後、見捨てられた朝鮮人「慰安婦」たちが32名いたといわれています。そして、大部分が自殺したり、死亡して、現在9名が生存しています。その9名のハルモニのうち15才で連行され、8年間の性奴隷生活の果てにそこに放り出されて苦難の生活をしてきた 洪(ホ)アムケ ハルモニはこう証言しました。「あまりに幼くて、成熟できない状態で性奴隷生活をするために、局部を強制的に切開されて、まだその状態で暮らしています。私がいた慰安所には10名余りの朝鮮女性がいましたが、一月に一人ずつ、戦場に隣接した近隣の部隊に行って性奴隷とされました。一月たって満身創痍となり、ずたずたにされた身体を引きずって牛車に乗って慰安所に帰ると、またちがう慰安婦が交代して、…もう、お話することもできません。そんなひどい目にあいました。」このハルモニの見捨てられた生と、このハルモニを蹂躪した日本の軍人たちの人間としての尊厳性はどのようにして回復できるのでしょうか？ それはこの人たちすべてが歴史の被害者であることが明らかにされ、この政策を立案し執行した責任者たちが犯罪行為に対する責任を負うときにのみ可能なのです。日本政府はきちんと公けに謝罪し、賠償しなけれ

ばなりません。

民間見舞金案を提案された方たちに申しあげたいと思います。

この案を支持される方々の中には純粋な意図をお持ちの方もおられると考えます。日本政府がきちんと果たすべき責任を引き伸ばしている現況で、被害者であるハルモニは切迫した状態で、亡くなったり、病んでおられるので、まず国民なりとこれに対する責任を負わねばならないのではないかという暖かい心をもっておられると思います。

しかし、もう一度、考えてみましょう。自分のことだと、あるいは自分の娘のことだと考えてみましょう。私たちが望むものはお金でしょうか？ 違います。問題は尊厳性の回復です。ハルモニたちは民間人の同情で募金した見舞金をもらっては、名誉を回復する道がありません。被害者ハルモニたちは施しを求めるのではなく、日本政府が犯罪行為を認め、心から謝罪し、正当な賠償をすることを願っています。日本の「国王」が、あるいは首相が儀礼的にあるいは外交的にいう「痛惜の念」や「陳謝する」といった謝罪を願うのではなく、日本国会で決議した公式の謝罪と被害者一人一人に謝罪がされることを願っているのです。そして正当な賠償を願っているのです。

ですから、被害者ハルモニたちのことを心から考え、日本が生まれ変わることを願っておられるみな様方は、責任を民間に肩代わりさせようという日本政府の無責任な態度を受け入れてはいけないと思います。その方法は日本政府に免罪符を与えることであり、このような犯罪が人類史上に再び起こらないよう歴史的な教訓とするには適切でないやり方です。最近日本軍「慰安婦」問題と関連して、各国の被害者と面談し、資料を調査した国際法律家協会（ICJ）の勧告は、効率的な方法を提示しています。「日本政府は、第一に日本軍『慰安婦』関連資料をすべて公開し、行政機関を設置して被害者の要求を解決できるようにすること、第二に全面的に犠牲者の原状回復（医療の恵沢、住居およびリハビリテーションの措置をとることはむろん、完全な賠償）をする措置をとること、第三に日本政府が軍「慰安婦」被害者たちに賠償を行わない場合、国際法専門家たちで構成する法廷や仲裁専門委員会などの機構を設置すること、日本政府は被害者たちへの緊急措置として彼女たちの権利や主張を損傷することなく各被害者個人のリハビリテーションのため一人4万ドル程度を緊急支給することと連合国の加盟国は関連したあらゆる資料を公開すること」であります。私たちは被害者を思いやる心を集めて日本政府の責任を問い、政府の責任で賠償問題を解決できるよう政府に要求しなければなりません。

いま、私たちは日本政府に、PCAに出て国際法の基準によって軍隊「慰安婦」被害者

に個人賠償をすべき義務があるかどうかを明らかにしようと要求します。犯罪の性格上、国際司法裁判所に提訴すべきなのに、国際司法裁判所に提訴できる権利は国家だけが持っているのですが、韓国政府にこれまで提訴する意思がないので、次善の策としてP C Aの客観的な見解を求めようと思います。

日本政府は65年の韓日基本条約で個人補償問題は終わったという内実のない立場をとり続けていることは分かっています。従って個人補償の問題を国際法に基づいて判断を求めようとする私どもの提案を拒絶する理由がないと考えられます。国連安保理の常任理事国となろうとしている日本が国際法的な判断を忌避してはならないと思います。P C Aの判断を受けようではありませんか。

韓国と日本の民間団体は日本政府がこのような措置を速やかにとるようともに連帯して強力に要求しましょう。歴史を正すために。そしてアジアの平和のために。